提 供 日　2026/11/11
タイトル　参議院静岡県選出議員選挙無効請求事件の最高裁大法廷判決（勝訴：違憲状態）
担　　当　選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局
連 絡 先　書記　小林
TEL 054－221－2050

Well-Being
幸福度日本一の静岡県

1 概　要

公職選挙法の参議院議員の定数を配分する規定が、人口比例に基づかず憲法に違反しているため、令和7年7月20日に執行された参議院静岡県選出議員選挙は無効であるとする訴訟について、令和8年11月11日（水）に当該選挙は違憲状態であるが、上告を棄却する旨の判決が最高裁判所大法廷で言い渡された。

2 請求・判決の概要

(1) 上告人　静岡県選挙区の選挙人　1人
(2) 被上告人　静岡県選挙管理委員会
(3) 請求の趣旨
- 令和7年7月20日執行の参議院（静岡県選出）議員選挙を無効とする。
- 訴訟費用は被上告人らの負担とする。

(4) 判決主文
- 本件各上告を棄却する。
- 各上告費用は各上告人らの負担とする。

(5) 裁判所の判断
- 平成27年の公職選挙法の改正から本件選挙まで約10年が経過する中、較差の更なる是正の実現に向けた具体的な検討は、長らく進展をみていない。
- 今回の選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡は、もはや看過し難い程度に達しており、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた。
- 今回の選挙前に定数配分規定が改正されなかったことは、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、憲法に違反したということはできない。

3 判決に対するコメント

判決内容の詳細を承知しておりませんが、原審原告らの請求が棄却されたものの、違憲状態との判決であり、厳しい御判断を頂いたものと認識しております。

静岡県選挙管理委員会委員長　山本　正幸

4 これまでの経緯

令和7年 7月22日　訴訟提起
令和7年10月 8日　東京高裁第1回口頭弁論（即日結審）
令和7年10月30日　東京高等裁判所判決（請求棄却：合憲の判断）
令和7年11月 7日　原告らが上告
令和8年10月 7日　最高裁大法廷第1回口頭弁論（即日結審）